

第十回 参議院農林委員会會議録第二十七号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後一時四十八分開会

本日の會議に付した事件

○農林漁業資金融通法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(羽生三七君) それではこれより農林委員会を開きます。

本日の議題は農林漁業資金融通法案であります。御承知のようにこの法案については、只今皆様のお手許に資料をお配りしてあるように、衆議院がこれを修正して来たわけであり、そこで今日皆様によつてお確かめを願いたいことは、この前の政府の御答弁によりますという、例えば今度の衆議院の改正案は、塩田関係の利率を下げ、或いは又その据置期間等を変更して来たのであります。この前の政府のお話によると、こういう変更を加えた場合には、資金計画全体に変更を生ずることになるので、不可能であるという意味の御答弁があつて、そのようにこの委員会は了承して来たわけであり、この衆議院のこの修正案は、修正によつて、全体の資金計画に何らの影響は及ぼさないのかどうか、この点を明らかにしておいて頂いて、質疑に入りたいと思つております。

○政府委員(島村軍次君) 衆議院の修正に対しては、資金計画に影響がないとは言えないと思つております。併し国会の御意思でこういふふうになりました結果は、参議院においての皆さま

んの御意向によつて適当に御審議を願うは、いたし方ないと思つてます。資金計画について影響が全然ないとは申し上げられないと思つてます。

○委員長(羽生三七君) 農林金融課長、もう少し詳細に一つ……。

○政府委員(富谷彰介君) 前の政府の原案でございまして、利廻が平均いたしまして六分一厘二毛となつております。今度の修正案でございまして五分七厘二毛ばかりでございまして、この五分七厘二毛でございまして、預金部資金の借入れはこれで弾いて参りますと、第一年度には四十五億見当しか入れることができない、こういうような結果になります。

○委員長(羽生三七君) その資料を頂くわけに行きませんか。

○政府委員(富谷彰介君) はあ、早速作りまして明日でも配付できるようにいたします。

○宮本邦彦君 十五億違ひわけですか。

○政府委員(富谷彰介君) はあ、これは第一年度でございまして、二年度以降になりますと、御承知のように金融機関に対する支払手数料が初年度は三%、次年度以降は二、五%に下りますので、多少借入限度は殖えます。

○委員長(羽生三七君) もう一つ私からお尋ねしておきますが、衆議院の農林委員会の審議中には林道とか、塩田等だけのことで、その他の部分については別に何らのお話はなかつたのでありますか。

○政府委員(富谷彰介君) 利率の点に關しましては、委員会の討議の中には、ここに現われました修正案以外に出ておりませんのでございまして、たゞ与党の懇談会におきましては、それ以外のものにつきましても引下げたらどうかという意見が出たことがございまして、とめて下さい。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて下さい。

○飯島達次郎君 改正に対する審議をする前に、林道とか、塩田とかその他、前の六十億に対する資金計画と、改正した配分の資料を一つ頂いて、その上で審議をしたいと思つてますが、それは明日にはできませんか。

○政府委員(富谷彰介君) 資料と申しまして、現在予算できまつております六十億の資金の配分は、これは変化しないのでございまして。土地改良に三十九億ばかりが行つておるわけでございます。ただ今後当初我々が六十億限度一ぱいまで預金部資金を借入れるというのを申しておりましたが、それは金利の都合上できなくなつたというのですから、資料といたしまして、これは借入限度を弾きました計算を差上げるようになるのでございまして。

○委員長(羽生三七君) すると私からもう一つお伺いしますが、仮にそれじや六十億の資金計画のうち十五億減る場合に、それは全体がさういふふう

減つて来るのですか。塩田、林道を除くその他の農業部門全部が減つて来るのですか。その割合はどうでござい

○政府委員(富谷彰介君) 新たに借入れます予定の預金部資金の用途は、今配分計画をまだ案を練つておりますので、具体的に土地改良に幾らとか、或いは塩田に幾らということはきまつておらないのでございまして、借入れ

した部分のうち、相当部分は農業倉庫でありますとか、さういつた共同利用施設に廻すことになると思つて、従いまして十五億減りました分の影響というものは、これは全部にかぶつて来るというふうには御了解願いたいと思つ

○宮本邦彦君 私この前頂いた資料を持つて参りませんけれども、大体この資金の金利をきめたときには、あの一定の基準でもつて皆同じように算出してきめられた、このようにこの前説明を承つたのでございまして。例えば償還の関係、それがさういふふうになりますという、大分何といひますか、公平を欠くという、バランスが變つて来ることになるのでございまして。

○政府委員(富谷彰介君) 各業種別に利率を変えます基礎は、その事業の挙げます経済効果を仮に換算いたしまして、負担可能限度の最高まで上げたわけでございます。従ひまして林道と塩田について申上げますと、公共事業費による補助があるのが一割ということ

はなぜさういふことをいたしたかと申しますと、差上げました資料には、非補助事業の償還計画だけ差上げておるはずでございまして、これは公共事業による補助事業の分は、これは現在市中銀行関係の融資が行われておる。従ひまして市中銀行程度の金利で以てするならばさう低くする必要はないのじやないか、さういふつもりで一割という案を作つたわけでございます。従ひまして下げる分には、幾らでも、低いほどいいのにきまつておるわけでございますから、さういふわけ

償還はより楽になるということに申上げられると思つてます。

○宮本邦彦君 さうしますという、まあ私も、今の当初の案では納得できるの、ございましてけれども、大体この六十億のうち初めの六十億というものは、財政資金或いは見返資金から持つて来たというふうな関係にあるわけですね。従ひましてこれだけで考えれば銀行手数料だけで以て先ず借りて

もいんじやないかというふうな見方が成立つたのじやないかと思つてます。ところがそのうちの一部分を變えることによつてですね、全体に、今のお話のようになりまして、影響して来るんじやないか。で、その全体の影響が逆に今度いじらなかつたほうにそれがあつて来るんじやないかというふうなふうに考えられるわけなんです、このことさういふふうには調整されませんか。

○政府委員(富谷彰介君) 既定の六十

億の分の資金の配分には、これは影響しないのでございまして、この追加されます新しい四十五億の分が本来十五億だけ更に増える可能性があつたものが、その可能性がなくなつてしまふということになるわけですね。調整と申しましても金利が、例えば塩田と林道を下げたために借入が減つたんですから、その増えた分は塩田のほうに廻さうという調整方式は今のところまだ考へておられないわけでございますが。

○宮本邦彦君 私はこの前もお尋ね申上げたのですが、この土地改良のような金融は相当まとまつた大きな額のものが多いんじゃないか。で私は実は肝心の鑑定役をやつた友達に実は聞いて見たんですが、貸付の審査とか、そういったものをもう少し合理的に簡略にし得ればですね、そうすれば三分の手数料はまだ下げる余地があるということとを言つておるんでございまして。将来まあこの点を御研究になつて頂きたいということを重ねてお願いすると一緒に、そういうことが可能かどうか一つお答え頂きたいと思ひます。

○政府委員(富谷彰介君) 今のお尋ねでございますが、先般差上げました金融機関に對します支払手数料の計算がございまして。あれは一応一件の金額は二百万円と踏みまして計算しましたわけでございます。従ひまして今お話のように若し多額に、一件の金額が一千万円になりますとか或いは五千万円とかまともになりますと、その手数料の率は思ひ切つて通減しておるわけでございます。一例を申上げますと、一億以上の場合には普通の手数料が三分に對しまして〇・三七五%、一割ちよつとくらいしかやらない、そういうつたこ

とをしておるわけでございます。従ひまして若し大部分の融資申請書の申請金額が相当一千万円以上というふうなまとまつたものでございすれば、金融機関に對する支払手数料は少く済みますのでございまして、どうも見返資金あたりの申請状況を見ますと、一件の申請金額というものは非常に少い、大体百万円くらいというふうな考へられますので、そういういたしますと余り支払手数料の節約ということとは望み得ないと思つております。

○宮本邦彦君 金融の審査の方法とか、そういうようなものに対して今算定された基準になる扱いを具体的に参考資料として、いつでも結構でございます。この次の休会明けの国会までに資料を一つ頂きたいと思ひます。どういふような書類をどういふふうにして審査するのか、そういう目標が多分ありだろつと思ひますから、それを頂きたいと思ひますのでございまして。それは頂けますですか。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記をとめて。
(速記中止)
○委員長(羽生三七君) 速記を始めます。
○赤澤眞仁君 この利率を下げることにによりまして預金部からの資金が減るということは一応わかりますわけでございますが、それが六十億が四十五億になるというふうに、一応先般お示しを頂きましたこの特別会計自体の六十億の資金の配分計画はお示しを頂いて了承ができておるわけでございますが、その預金部からの六十億というものについては、一応未確定なものだからというふうな事柄でお示しがなかつ

たと思つてわけですが、この四十五億になります場合の、この四十五億の配分関係を一応どういふ工合に想定されておるかということをお示し頂くことが審議の上において非常に便宜だと思ふのでございまして。

○政府委員(塩見友之助君) 只今の点に對しては、ずつと前に出しましたものでは七十億位のものがあつたのでございましてけれども、衆議院においてもこちらのほうに於いてもいろいろ新しい項目での融資の御希望も多いやうでございますし、そういうふうな御希望も入れて今調整中ではありますけれども、今のところまだこちらにお示しするやうな段階までに至つておらないのでございまして。或る程度そういうふうな点ではこの特別会計の収支の関係も見ても金利の点も調整しなければならぬし、それから或る程度事業の重要性というやうな点や、殊にこの共同施設等の関係については資金の裏打ちもできないものが相当ございまして、そういうやうなものをどのくらいの比重で考へて行くかというやうな点について、非常に項目が広汎になりますとか、或いは農業であるとか、林業であるとか、水産であるとか、畜産、蚕糸であるとかいふやうな関係のバランスというものも或る程度考慮しなければならぬし、その額が或る程度にかかると見通しがつきませんで、ちよつと按分が簡単につきにくいというやうな関係がありますので、その点については衆議院からもそういう御希望があつたわけですから、もう暫らくお待ちを願ひたい、こゝろ申上げて御了解を得たわけですが、まだできていないという段階にあります

ので御了承願ひたいと思ひます。
○溝口三郎君 只今官房長からお話がありました、今度の預金部資金の四十五億、その配分計画の資料を頂くと同時に、先ほど一億七十億ぐらいの見通しをつけたものがあるというやうなお話でございまして、それも併せて御提出をお願いしたい。どういふふうには前を考へていた、今度は減つた、むしろこれは非常に減らすことはいいのでございまして、土地改良等はそのままになつてゐる、前の計画からこのくらいになつてゐる、そういうやうなことで事業分量が減つてしまふというやうな結果になるわけでありまして、これをどういふふうにお考えであるか、一応新旧併せて資料を頂きたいと思ひます。

○政府委員(塩見友之助君) 今おいでになりました間にちよつと御質問があつたのですが、この六十億に關する限りは、これは今度の利率引下げに關係なくこれは動かさない方針なんでございまして、あと六十億入るか四十五億入るか、或いはそれも預金部資金全体の運用からいつてどこまで認められるかというやうなことは、これは予算体系と關連しまして今のところまだ大蔵大臣もはつきりと額について確言できない、もう暫らく待つて欲しいというやうな形だものでございまして、その關係についてのまあ四十五億になつたらどうというやうな形のもの、今申上げた通り、まだできておらないというやうな状態なんで、もう暫らく時を貸して頂かないとお出しにくいと思ふのでございまして、そういうふうなことで御了承願ひたいと思ひます。

○溝口三郎君 預金部資金を六十億と一応予定を立てて、そしてこの六十億と両方合せて百二十億というので預金部資金は見込を立て、そしてそれを大蔵省に要求していただけると思ふのですが、そのときに將來その六十億といふものは、配分も何も考へていない、ただ漫然と六十億貸してくれというやうな交渉をしておられる、恐らく私は原案としては何か資料をお持ちになつておるのじゃないか、それはどう交渉をやつておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) たゞ／＼申上げました通りに、六十億プラス六十億の計算で、一応特別会計を設定するということで大蔵省との間に、話を進めた、そこでその六十億が四十億になつた場合において配分をどうするかということは、今申上げた通りで、まだ決定いたさないのみならず、六十億の場合におきまして、これはその後の衆議院の審議の情勢から見ますと、第六項の共同施設、なかんずくここにかかつておるやうに畜産、養蚕等についても、或いは又農地のうち牧野についてともというやうな御意見が加わつて来たのであります。従つてこれを原案として考へる場合には、配分も變つて来るを得ん、こういうことになるわけでありまして。別に原案が非常に杜撰であるということにならないのだと御了解を願ひたいと思ひます。

○溝口三郎君 私のお伺ひしているのは、情勢が變つて来たから修正するということは当然だと思ひますが、いろいろの施設等に對しても貸出をやつて、そのほかに、或る一部分のことに對して利子を下げたがために、それも影響して、利子を下げた部分のほうまで

事業分量も、将来の四十五億の配分をやる時に少くなるといふようなことがあると、いろいろ問題が私には出ると思ひますから、最近情勢が變つて来たからこゝういふふうに修正するのだ、この前は一応こゝういふふうに計画を立てて大蔵省と交渉していただいたといふことをはつきり私は伺ひたいと思ひます。預金部資金の六十億も農林省でお考えになつておつた前の計画と、今度修正をなさるのと併せてお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 論議の中心、衆議院の御議論の経過から見ますと、早くから御了解があつたわけですが、内容的に申しますと、この修正案が一昨日、昨日になつて初めてOKが参りました、そして委員会において取上げられ、直ちに本会議において可決されたといふことになつて参つておるのであります、従つて今直ちにこれに従つた配分計画をすぐに作れといふお話につきましては、房官長が申上げたように、資料を今集めつつあつて準備中でありまして、六十億なり四十五億の計画を直ちに出すといふことは事實上困難だと考えますので御了解をお願いいたします。

○宮本邦彦君 今の次官の御説明と官房長の御説明との矛盾したようなものがちよつと考えられるのですが、或いは私の聞き違ひかも知れません。官房長の言われるには六十億の配分は變らない。先の百二十億の中の預金部資金の借入の後の六十億のほうでは變る、こゝういふふうに承わつていいのでございませうか。

○政府委員(島村軍次君) その通りです。

○宮本邦彦君 そうしますと、今次官が言われるように、農地又は牧野といふような、こゝういふ項目には、今配分計画が、私どもも頂いた六十億のほうにはさわつてこない、影響して来ない、こゝういふふうに承知してよろしいわけですか。

○政府委員(島村軍次君) その通りでございます。

○岡村文四郎君 最初の御説明を伺つたときには、その他といひますか、向うのほうからはつきり認めておらんやうなところにはつきりした配分はないやうで、今後資金の増によつては考えられるが、今は六十億では考えられない、こゝういふお話だつたのですが、畜産まで何ですか、そうしますと元の六十億の数字には絶対狂ひがないから、その他の資金の、資金の如何によつてその他のものを入れる、こゝういふのですか。

○政府委員(島村軍次君) さうであります。

○岡村文四郎君 そうすると總体的か、いいますと、畜産その他が入り込んで来るだけ總体的の枠からは減るといふことですね。

○政府委員(島村軍次君) 共同施設に対する希望が非常に出ました結果が、こゝういふものが入つておる。そこで最初の原案には、共同施設としても、畜産、養蚕についてはまあ第二義的に考へたいといふ考えを要するを得ん、こゝういふことになりましたので、配分計画も最初考えたよりはどうしても變つて来るを得ん、こゝういふことになつて来ざるを得ん、こゝういふことになつて来ざるを得ん。

○赤澤良仁君 政務次官の、先ほどのこの修正によりまする金利の問題につ

いては、衆議院の御意思によつてそうせざるを得んやうになつたといふお話もありますし、後の預金部からの融通金額の決定が六十億になるか、或いは七十億になるか、四十五億になるか未定である、而もそれが特別会計からする予算の關係があるからつきりしたことがこゝで表明ができませんといふやうな、この二つのお明示がないために、我々がお尋ねしてもから廻りしておるやうな氣持がいたすわけなんです、こゝういふ。先ず最初にお伺ひいたしましたのは、金利という問題につきましては、融通を受けた投下資本に對しましては、果実から考えまして、償還期限なり、或いは金利を定めたといふ工合に了解しておつたのでございしますが、それで間違ひございせんでしょうか、一応……。

○政府委員(島村軍次君) その通りであります。

○赤澤良仁君 そういたしますと、衆議院で二、三の事業につきまして、金利を軽減したといふことになりまして、その基本におきまする投下資本によりまする果実の多少と申しますか、それに狂ひが生じて参つたことにならうと思ひます。従来我々が一割と金利を見込んでおりましたものは、こゝういふたとえで申しますと、四キロなら四キロといふ山の林道を考へておつた、ところがこゝういふふうに林道が七分五厘に下つて来ましたので、その切差距離が更に延長されて十キロなり十五キロに拡がつた、従ひまして応募して来る申請者は前よりも数が余計多くなつて来るといふやうに御了解願ひましたならば、金利の点は御了解願ひのじやないかと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 最初に申上げました通りに、国会の御意思によらなければならぬといふ結果になつたのであります、従つて最初予定いたしました六十億が四十五億に減る

という結果に對しては、国会のほうで、さういふ御決定になれば、それに従つて我々は計画を進めなければならぬ、こゝういふことになつております。

○赤澤良仁君 私は結果をお伺ひした、或いはその資金の問題として今取上げておるのではないのであります、金利という問題についてお尋ねいたしておりましたので、一つ富谷課長からお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(富谷彰介君) 私の御質問を了解した点が或いは違つておるかと思ひますが、林道と、それから塩田が下りましたので、漁港は金利は變はりません。その林道と塩田の二本に對しましては下りましたことはこゝういふふうには了解願ひたつたよろしいのではないかと思ひます。それはつまり従来の一割の金利でございまして、例えば林道で申しますと、山の奥のほうへ入り込むのもおのずから伐採の区域といふものは制限される、企業の採算上見込んでおりましたものは、こゝういふたとえで申しますと、四キロなら四キロといふ山の林道を考へておつた、ところがこゝういふふうに林道が七分五厘に下つて来ましたので、その切差距離が更に延長されて十キロなり十五キロに拡がつた、従ひまして応募して来る申請者は前よりも数が余計多くなつて来るといふやうに御了解願ひましたならば、金利の点は御了解願ひのじやないかと思ひます。

○赤澤良仁君 そういたしますと、衆議院のこの低金利に修正したことには、一応妥当性があるとお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(富谷彰介君) さうに考へております。

○委員(羽生三七君) 私から一つお伺ひしますが、塩田にしろ、林道にしろ利率を下げることに誰も異存のある人はないと思ひますが、その結果起つて来る影響が、この法案について一番各議員の皆さんから問題として指摘された第二條第六項の、この共同利用施設の点に非常な影響があると思ひますが、それについて簡単に總額で十五億の影響があるとした場合に、この補填について政府は何か具体的に考へを持つておられるかどうか、これは政務次官にお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 我々の最初の計画は、たゞ／＼申上げる通りに、現在の計画をいたしております事業そのものにも不足をいたしておりますので、できるだけ多額の資金の獲得をしたいといふのが念願であります。そこで今度の利率改訂による四十五億の計画は、一応金利の引下げによつて特別会計の性質上總額は減つて参ることでありまして、その点は誠に遺憾と存じますので、更に折衝を加へまして増額については努力を重ねたいと思ひます。ただその場合におきましては、特別会計全体に對しての金利の点等から執行が不十分になるといふやうな点が、預金部だけについて考へますといふと、さういふに考えられませんが、国家資本である、或いは見返資金とか、或いは国の財政一般会計からの繰入等が増額することになりますれば、その問題は解消するといふ前提に立ちますれば、なおかやうな点について、前段申上げたやうに努力を重ねたい、かやうに存じております。

○江田三郎君 先ほどの御答弁聞いておりましたが、利率を安えられた衆議院の修正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

正を妥協と思つたように言われま

す。とおつて、今度この金が出た場合に果してそういうような所がずつと延びて来るかどうか。すぐに実際の貸付に

○政府委員(平川守君) 現在の法律を文字通り適用いたしました。その通りで間違ひはございませんかど

ろうと思つたので、その場合もつと簡単にその担保力を背景にして金融機

ればならんと思つたのでありますが、そういう徹底の方法は講じられて

た場合に、その裏付けとして預金部資金六十億は確実に得られるところの確約がおりになるかどうか。

○政府委員(島村軍治君) 先ほど申上げましたように最初六十億予定しておいたものでありますが、今回の衆議院の修正によりまして資金の利廻の計算から四十五億に減するだろう、四十五億に対しては極力折衝を進めておりますが、まだ結論に到達いたしておりません。

○平沼彌太郎君 結論に達しない。最初の六十億というふうなものも骨抜きにされてしまうと思うのですが、今林道と塩田の割合が八分、二分下るわけですが、その二分というものは計算しますと一千万円前後だろうと思うのです。この十五億というものに対照されるの少し過大な計算ではないかと思われまします。のみならず三分の手数料ということ、これが私まだ肯けないのですが、手数料が非常にかかるようになれば、手数料を余計にしなければならぬ。その手数料をかけられたということがこの資金に最も大きな支障になるわけでありまします。少くも簡単に借りられるということは、手数料を減ずるといことがいいのではないのか。三分ということはどういう方法で、省令その他でおきめになつてゐるのか知りませんが、そういうことを下げる、又は先日お出し下さいました金利その他の計算で見ましても、まだ融通性が相当にあるように見受けられたところに見ましても、六十億という預金部資金は十五億減するというようなことをここでお出しになるよりも、いろいろな方法で六十億だけは借りられるという計算が十分つくと思うのですか。

ら、今回はこの通りのようにして頂いて、その次の五月のときに又細かい計算は何とかそれに持つて行くというふうなふりをして、八方収まるような方法はないでしょうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(富谷彰介君) お言葉でございますが、金融機関の手数料の削減ということ、それから貸出しやすくなる点、この点は御質問されたほうが専門家でいらしやいます、この間地方銀行協会それからブロック会議あたりで金融機関のかたも御出席願つたのでありますが、その席でも手数料が少いという御意見が出ております。やうなわけで、成るべく貸出しやすくするためにも金融機関の不満とされない程度の手数料を払うということが必要じやないかというふうな考へております。手数料を引下げるといふ意思は今のところ持つておりませんのでございませう。

○平沼彌太郎君 今金融機関とすればそういうことを言うかも知れませんが、けれども、少くも手数料が三分ということとはこれは多いと思ひます。やり方によつてはもう少し少く済むのじやないか、これはいろいろな方面から私も聞いて見ておりますのですが、この次は二分五厘に或いはお下げになるというお話も伺つてゐる。又二分にも進むかも知れませんが、こういうことを簡素化して、簡略に借りられるようにすることによつて、今までのように三分出している／＼な煩雜なことをしななければならぬように思ひます。このために、結局は不便で借りられないで効果がなかつたということになるのですから、

そういうことを一つ考へて頂いたならば、その面においてもまだ考慮の余地があるのじやないかと思ひます。一等大事なこととございませうから、手数料を下げるためにでなく、要するに貸すことの方法、手続を簡素化するということが十分考慮して頂きたいと思ひます。成るほど二〇%の補償ということは大いじやないけれども、併しこれだけの農山漁村に対するところの最も更生の大事な資金ですから、金融機関も或る程度までは納得する面があるのじやないかと思ひます。そのことから、いろいろ／＼な方法から考へて、四十五億に下げるといふことにしないで六十億にするにはどうしたらいいかというところを根本として研究して頂いて、円満に収めるように一つお願いいたします。

○岡村文四郎君 この間お尋ねしたのでもありますが、どうもそれが腑に落ちないものがあるの、又お聞きしたいと思ひます。この六番目の農林漁業者の共同利用に供する施設、こういうのですが、どうしてもこの病院を何とかしてこれに入れなきやならん、入れんという理窟は成り立たんと思ひますが、これはどういふことですか。病院こそ本當の共同施設だから、それを入れんという理窟はやばなこと、理窟から言つて私は成り立たんと思ひますが、どういふことですか。

○政府委員(島村軍治君) 理窟は確かに共同施設に相違ないと思ひますが、資金総額が非常に少いので、経済効果の点から申しましても、これは御議論があらうと思ひますが、零細なる農家の共同という点からこれも又一つ御議論になると思ひますが、まだ

病院までには拡充ができないという現在の段階だと御了承願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 どうも政務次官の認識が甚だ残念なんですけれども、健康ほど大事なものはありません。人間が健康をのけては何もないということですから、最も適当に病氣になつた者は治療をし、病氣にならんようにすること、が農村維持の建前なんです、私に言わせると四百四病より貧はどつらいものはない。それは何と言つても金がないのはできないので、そこで成るだけ安く、今農村の医療施設と一般医療と比べてたらんでもない差があります。これはどうしても枠がないと言へばそれまでだが、ない枠を割いて、そうしてこれにも必要なものは出すことに考へることが最も適当であり、全国の農村の若し不便な所に、そういう施設がなければ、こういう金を貸すから施設をしろというところが最も農村をしてよくならしめるゆゑであつて、是非これは考へてもらわなければならぬ。理窟詰めで出さうなことにしてもらおうと思ひますが、その点一つ御了承願ひつておきます。

○赤澤興仁君 只今平沼さんからお話がありましたそれに関連を以ちまして一応お尋ねしたいと思ひますが、六十億を基礎といたしまして、六十億の預金部の資金の融資を受けるという話合ができてゐる。ところがそれが一部金利の運用上の政訂によつて四十五億にならざるを得ないという場合に、一応六十億ときまつておきますものを四十五億で満足しなくちやならんという場合にございましては、何とか政府のほうで手を打つて頂かなくちやならん

のじやないかと思ひます。で預金部の資金を持つて参りますことによりまして、特別会計が損失を招く、従つて預金部の資金のコストを低めてもらうということも一つの方法であらうかと思ひます。それに付しましては只今富谷課長は、この金利はその事業の用途から考へまして、償還並びに金利というものに妥当性があるといひますならば、大蔵省方面に話合ひをつけて、そのコスト高になつておる部分を預金部の資金を低めてもらうということも或いは可能ではなからうかと思ひます。それから、それから又平沼さんのお話のように、三分の金融機関の手数料が問題になります場合にございましては、あの損失の、取扱金融機関の二〇%の負担というものを政府が丸抱えにするということにいたしました場合におきましては、手数料の三分というものは或いは軽減されるというやうな事柄も考へられるわけなんです。ございませう、これらの方面につきましては一応六十億流してもらへるということにきまつておるものを、四十五億で満足すべきものではないと思ひます。今申上げましたやうなことも或いは考へられるのではないかと思ひます。政府当局におかれましてもおお考えになつていらつしやるだらうと思ひますが、その考へ方なり、肚を一つ、これは政務次官で結構でございますが、どうぞ。

○政府委員(島村軍治君) 御専門の立場からのお話ですから、いづれも御尤もだと思ひます。たゞ現実の問題としてなか／＼さうに現在まで参つておりませんので、金額についても、現在

の計算で考えますと、減るということになる。ただ事務費なりその他、先ず事務費の問題について考えましても、相当考へる余地も絶対的ではないとは言えませんが、これによつての数字は、金利の引下げは極めて僅かになりま

の、塩田についての融通法というようなものはまだ出ていないのでござい

持つていたのであります。それが衆議院の修正で利率は下つた、それは非常に結構だと思ひますが、それが下つたがために、いわゆるその他の農業方面がその影響をこうむつて、それが少

うことにあるわけでありますが、この担保の問題を私は特にお聞きしたい。これによりますと、大体第三條の二の關係から見ると、その担保は人的、物的に考慮するのだというやうな話の前にあつたやうな話ですが、原則として、この種の金を借りるべき事業が担保になればいいじやないか、八割までしか貸さないのではありませんか、それまで、例えば例をとれば造林であればその造林地そのものを担保に提供すればいい、農地にしてもそのものを提供すればいい、そこに何がしかの人的の保証問題があるかも知れませんが、その点はどういふやうなお考へになりますか。

きまする管理に相当な面倒さが伴いますことはわかりますけれども、例えば今日の住宅公庫にいたしましたも、その担保は、その金を借りてきたところのものが担保になる。こういうやうな關係からいたしまして、私は今日もまだ組合の中でもいよく連帯保証、個人保証ということになりましたれば、なか／＼しにくい面が又出て来るということも考へなければならぬ。そこでそういうふうなものについては、極力そのものを担保にして、その管理については或いはその登記の簡便な方法として特別に処置をするなりして、とにかく簡単に、貸していいものなら簡単に

〇溝口三郎君 私は塩田の改良の様子についてお伺ひしたいと思ひます。昨年の九月頃金融公庫の案ができました時分には、塩田の問題はなかつた。私は国内塩の増産につきましては、これは国内塩の増産として米麦に次ぐ最も重要な食糧だとして米麦に次ぐ

が、その災害の復旧等については塩田等の災害復旧補助法というやうなものが昨年の秋に大蔵省所管でできて、五億圓くらいの補助金を出している。大蔵省でできるやうなものは、同じやうな仕事でも別の法律をやつて災害復旧については補助をしてゐる。融通法等についてはどうもむづかしいから

〇政府委員(島村軍次君) 御趣旨の点はよく承りました。農林漁業の直接の關係の事業が非常に希望も多く、又増産効果を擧げる点からも、是非ともさうなことに努力をされたいという趣旨で、塩田の事業についても御指摘になりましたように、これも極めて重要な問題でありますので、今回この中に取上げられたのであります。て、両々相持つて一つ努力して行きたいと思ひます。

〇政府委員(富谷彰介君) 担保は物的担保を設定いたしますと管理に非常に手数がかかります。従ひまして迅速な貸出という点から参りますと、却つて物的担保を設定するよりも、人的保証で済ませたほうが早いじやないかというように考へております。併し具體的の例、例えば造林のごときで、造林地に抵当権を設定する。立木登記など非常にやかましい問題があるのであります。場合によりましてそつちがいいという場合がございしますれば、受諾金融機関の裁量で物的担保の設定でも結構であります。

〇政府委員(富谷彰介君) 物によりまして、物的担保設定のほうが容易なものがございしますれば、それは物的担保の設定で結構でございます。ただ人的保証というものを我々が申しますのは、昔預金部資金が地方資金として並んで漁業に借出されました時分でも、やはり人的保証は必ず取つておりました。そういう地方資金の流通が暫らくと絶えておりましたために、借入人側で多少最近意識が變つて来ておるかと思ひますが、いづれにせよ、償還の確實を期するといふ意味で、私は何か担保の設定といふことは必要だろつというふうに考へておるわけでございます。

〇平沼彌太郎君 この法案を通過させるかどうかといふことについては、今六十億が四十五億になるといふことのお話ですが、一等大きな原因として、

〇三浦辰雄君 この法案の実施につきまして、最も大切な一つは、簡素、敏速にその目的を果す、貸出をするとい

〇三浦辰雄君 成るほどそのものにお

〇三浦辰雄君 成るほどそのものにお

〇三浦辰雄君 成るほどそのものにお

皆さんが二の足を踏んでいられるのじやないかと思うのですが、何とか今他の委員からお話がありましたように、六十億にしてもできる方法が政府当局にお考え頂ければあるのじやないか、是非それをお考え頂きまして、六十億、預金部資金の六十億は必ず借りられる。で、この初めての予定通りの金額にして事業を遂行するというふうなことを政府当局がここに言明して頂くことはできないでしょうか。

○政府委員(島村軍次君) たゞ／＼申上げる通りに、我々の最初の目的なり、或いは又全部を通じまして非常に資金が不足しておるわけでありまして、一応特別会計に加えますと、かようなになります。或いは財政資金なり、見返資金たる預金部資金も加えて、できるだけ資金額を増額してもらふことに努力を重ねたい、極力努力をいたしたい、こういうことを申上げておきます。

○片柳眞吉君 私の極めてこれは細かい問題であります。併し法律の解決によれば、これに関係いたしますのでお伺いいたしますが、それは先ほど岡村委員から農林漁業者の共同利用に供する施設、これに病院等を加えてくれ、こういう御意見がありました。が、私もできればそれに留意することが適當と思ひますが、ただこの資金融通法の目的なりから見て参りますと、この法律の解釈がそういう経済資金まで貸して行くのかどうか、例えば病院であるとか、農村の託児所であるとか、そういう直接農林漁業に關係のない資金まで貸すのかどうか。目的には「農林漁業の生産力の維持増進」と、こうありますので、勿論金融機關が生

産力の増進に役立つことは承知しておりますが、やはり解釈としては私は直接の産業資金というふうに限定しないと解釈上おかしいのじやないか、これはやはり法律の解釈の問題であり、その点を一つはつきりこれは政府当局からお答え頂きたいと思ひます。

それからもう一つ、これはつまらぬことであります。第一條では「農林漁業の生産力の維持増進」と、こうあります。二條では「農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者」と、こうあります。目的には実は塩業が落ちついておつたわけですが、目的と資金の貸付の範囲とはギャップがあるように思ふので、これもちよつと首尾一貫せんやうに思ふのであります。これはどちらでもよろしいと思いますが、初めのはやはり産業資金だけか、経済資金まで貸すのかどうかは、これは飽くまでも法律の解釈の問題であります。つきりしたお答えを頂きたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 立案の根本的な趣旨は、お話の通りであります。長期資金、固定設備というものを主体に考えたのであります。従つて生産力増進に直接關係のあるものを本法の趣旨としたしておるのであります。ただ先ほども申し上げましたように、共同施設というものが生産増進になるからんかといううな、殊に病院等の場合については御意見は二つに分れて来ると思ふのであります。先ほど答弁を申上げた通りに、今後の資金の都合によつて漸次さうなものであるに、も補充をいたしたいという考えは持つておるのであります。現在のところ

はまだその枠の中に入らないと、かやうに一つ御了承を願ひたいと思ひます。

それから塩田の問題についての農林漁業資金融通法の中に、解釈上入らんとしうような御意見でありましたが、これもまあ法律上の問題だと思ふのであります。畜産、養蚕等についても広い意味の農業という意味で加えたのであります。塩田については御議論のあることだと思ふのであります。いろいろ法律制定の経過から考えまして、塩田も加えたような次第であります。御了解を願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 どうも言わなくてもよかつたのですが、これは念を押しておきます。百姓の病氣を治すことが生産増進にならないという意見にはならないと思ひます。十日間の病氣を一周間で治す、五日間で治すということが最も生産増進の根本なのです。そこで不便な所におらんとそれがおわかりにならないのですが、全く農村の病院には困つておりますが、私は全部それが入らうとは思ひますが、そういうものも取り入れられるという考えをしておくと、我々は、農林漁業者の共同施設と書いてあるものですから、それをつかまえて言つておるわけで、どうぞ一つ片柳さんのことは余り心配しないようにして下さい。

○池田宇右衛門君 どうですもう採決をしたら……、質問はもう十分じやないですか。

○溝口三郎君 私は貸出の範囲について二、三点お伺ひしたいのですが、貸出す範囲は六十億の配分の計画を前に配付して頂いたのでございますが、そ

のうちで土地改良につきましては、非補助事業と補助事業に三十九億となつております。私どもが当初貸出金について要望しておつたのは、一般の国の経費が不足しておるので、その上にプラスして食糧増産をするののために融通資金を要望しておつたのであります。が、補助事業につきましては先般も申上げていましたが、二十六年年度の公共事業の全部を入れて、そしてその地元負担の分を六割とか七割貸すのだといふことになつておるのでございます。

が、公共事業全部に対して、全部の人たちがこの資金を申込みといふことは私はないと思ふのであります。そのうちの何割かが資金を申込み、あとは自分の所で都合して私は仕事を進めて行くと思ひますが、若し補助事業で余つたような分があれば、これは三十九億という土地改良の配分の中で原則的に非補助事業のほうへでも廻して行くのか。先ほど将来出て来る六十億についてはまだ何も配分もきまつていないが、どういふふうにきめるかはこれからの問題だといふように伺つておるのでございます。このきまつた問題の中で三十九億はこれもまだやつて行けば、配分は一応の計画だといふようなお考えでおるのかどうかといふことを一遍お伺ひしたい。

次に補助事業でございますが、これは大きな仕事になります。四年とか五年計画で毎年一定の補助金が出て仕事をやつて行くのでございますが、これを繰上げて四、五年の分を一遍にやつて頂きたいといふような分の申込があつたような場合には、その来年度以降の計画の分はこれは非補助事業としてでも採択する可能性があるのか

うかといふことをお伺ひしておきたいのであります。

その次には二十六年度におきまして予算の超過しました仕事を進めておるの、恐らく災害等を入れますと私は百億以上のいわゆる仕越し事業といふものがあると思ふのでございます。その仕越し事業等も将来融資の対象になるのかどうか。それと関連しまして、実は昭和二十四年の四月に農林省の一方的な考え方から、その当時災害復旧を進めさせてやつたのが、七十億くらいの仕越し事業があつたのを一緒に出してしまつた、そのために非常に仕事をやつていたところのものが混乱をいたしました。農業協同組合等で貸出していたのが焦げ付きになつていたりして、それが非常にたくさんある。そしてその補助金をもらえらなかつたやつ、そういうものが総額で七十億くらいあるはずであります。そういう旧債の借替へのようなものもこのうちでできるのかどうか、それも一つお伺ひしたいと思ひます。

それから非補助事業は、これは従来考えられていた耕地整理とか暗渠排水といふような事業が入つてゐるのであります。先ほど申しましたように、二十六年年度の農林事業等で採択に漏れたようなものを、これを非補助事業で申請をしてやつて行きたいという希望が相当にあると思ふのですが、こういうようなものには二十七年年度において優先的に考えられるのかどうか、一応金を貸してゐるからまああなたのはうはそれでやつて行けといふようなことになりやういと思はれるのでござい

ますが、そういう点についてもはずきりした方針を立てて置かんと将来非常に混乱が起るのじやないかと思ひます。もう一点お伺ひしたいのは、緊急融資の三十五億の金が只今どうなつておりますか、それをお伺ひしたいと思ひます。三十五億円を昨年の暮頃から一般の市中銀行を通して土地改良の促進をして来た、そしてそれは融通資金が出ればそれに肩替りして補助金に出れば第二四半期くらいで補助金に肩替りをするというように進められていたものであります。又三十五億やつて植付けまでに間に合うような仕事をやつて三十万石ぐらゐの増産を考えられていたようでありますが、その三十五億というものは三月終り現在でどのくらい貸しているのか、手続が煩瑣だとかいうようなことで、どの程度私はそれが動いているのかということについてもまだ相当に疑問を持つておるのであります。そのやり方と将来この融通資金を動かして行くやり方等も関連して考えられるのをごさいます。農林大臣はこの融通資金は六十億がきまれば第一四半期ぐらゐで皆貸出して、それであと六十億ぐらゐの緊要の出すというようなことも言われたのですが、十二月から動いている緊急増産のための資金のほうもまだ私は市場に動いているのは少いのではないかと考えるのをごさいます。そしてこれは融通資金がきまれば肩替りするのだということになつてゐるのでございますが、この事業につきまして、どこでこういうものの事業を審査して、農林省では直接こういうものに對して審査をしているのかどうか。私は事業計画の内容は嚴重に審査をしな

いと、貸してやつたが、あと仕事は失敗してしまつた、そして回収はできないのだというやうな問題が起ると思ひます。ただ申込があつたから市中銀行へ貸してやつたのだ、そしてそれは今度の融通資金が出れば肩替りをするのだというやうなときに、貸した資金が若し回収でもできないということになると、どこに責任の歸屬がきまるのかというやうなことが将来非常に問題になると思ひます。審査等については最も私は嚴重を要する問題だと思ひますが、現在の三十五億の緊急融資等について貸出順序、手続等について農林省はどういうふうにお考えになつてゐるか、それも併せてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(宮谷彰吾) 御質問の第一、補助と非補助の別が、差繰りがきくかどうかというお尋ねでござりますが、これは私も融資を實行して参りまして現実に資金の需要が非補助のほうに非常に多いというやうな事態がございますれば、一応ここできめてあります。すなわちこれには余り捉われな者でございます。従いまして場合によりましてはその逆のやうな補助事業の地元負担分のことがあるかも知れません。現に北海道のごときは補助事業に對しましては地元負担の要求がないやうなふうになつております。さうな嚴密なものではないというやうに御了解をお願いしたいと思います。

第二に、繼續事業を見られるかというお話でございます。これは實際問題として非常にむづかしいのではないかと考へます。つまり翌年度に補助金が付くべきものを補助金が付いていないままその補助金の額まで込めたやうな大きな事業費をこの特別会計で見るといふことは、恐らく現實問題としてはなかつた困難ではないか。併し融資をやつて参ります上にはさうな繼續事業がなか／＼うま／＼金借りられないというやうなことがないやうに、工事が順調に進むやうな方向に進めたいと考へております。

それから第三点の、過去の、すでに工事が進行している、併しその借りた金が償還できなくて困つてゐる、つまり旧債の借替えを認めるかというお話でございます。私も旧債の借替えといふことはこれはやらないのが原則だといふやうに考へております。つまり新規に將來に向つて生産力を發展するのがこの融通法の目的であらうといふやうな考へでございます。それから最後に三十五億融資の問題でございます。これは現在地方銀行がお扱いになつておる分が幾ら行つてゐるか、実は私は手許に数字を持つておらんのですが、少くとも農林中央金庫で上つて來ました申請はすでに二件ございます。つまり農林中央金庫としても少くとも二億程度の金は出すつもりで準備をいたしております。地方銀行の分も恐らく相当あるかと存じますが、まだ私は今のところ資料を持つておりません。当初予想したよりも進行が悪かつた理由は、先般この委員会で申上げたのですが、丁度三月の徴税期に入つておりますために、銀行から土建業者に融資をいたしますと、いさなり税務署が持つて行つてしまふといふことがございますために、銀行側が貸出を控へてゐるというやうに聞いております。三十五億の融資につきま

しても或いは又個々の特別融資の問題につきましても同様でございます。疎漏な計画に基づく土地改良などが起らないやうに金融機関側も無慮慎重にはお調べになつてゐると思ひますが、なおその上に念を入れて技術的な面につきましては、関係都道府県知事の意見を金融機関に求めて頂くという手続を現在予定しております。で三十五億融資のほうに關しましては、これはすでに二十六年度に補助金が出るというの、県庁でも具体的な工事の計画その他がおわりのはずでございます。で、金融機関は恐らくそちらと御連絡を願つた上繋ぎの融資をなすつていらつしやるというやうに了解しております。

○岡村文四郎君 大分御審議を願つたやうでございます。ところで質疑を切つて討論、採決をしたらどうかと思ひますが、如何でございますか。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○岡村文四郎君 大分御審議を願つたやうでございます。ところで質疑を切つて討論、採決をしたらどうかと思ひますが、如何でございますか。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○岡村文四郎君 大分御審議を願つたやうでございます。ところで質疑を切つて討論、採決をしたらどうかと思ひますが、如何でございますか。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○岡村文四郎君 大分御審議を願つたやうでございます。ところで質疑を切つて討論、採決をしたらどうかと思ひますが、如何でございますか。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

○岡村文四郎君 大分御審議を願つたやうでございます。ところで質疑を切つて討論、採決をしたらどうかと思ひますが、如何でございますか。

○委員(羽生三七君) 只今の岡村委員の動議に御異議ございせんか。

○委員(羽生三七君) それではさう決定いたします。

成されるといふ眞価を發揮するよう
に、今後の努力を希望いたしました。

まして只今の二つのことを希望いたします。

ように希望してやまない次第でございます。

岩男 仁藏君
田村文四郎君

昭和二十六年四月十四日印刷

昭和二十六年四月十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所